

令和8年度

幸区提案型協働推進事業 募集要項



この募集要項には、幸区提案型協働推進事業の募集に関する手続きや必要な書類などについて記載しています。ご確認の上、ご応募ください。

目的	本事業は、幸区の区域内で事業活動その他の活動を行う団体が提案し、幸区役所と協働して区の地域課題（以下「区課題」という。）解決に向けて取り組むものです。
募集事業の取組例	1 高齢者等の健康づくり・見守り・支えあい 2 子育て支援 3 地域コミュニティの活性化 4 地域の魅力発信・向上 5 安全・安心なまちづくりの推進 6 環境負荷低減の取組 7 障害者が社会参加できる環境の創出 ※上記の例示に当てはまらない分野でも、応募可能です。
募集期間	令和8年2月27日（金）必着
提出先	幸区役所まちづくり推進部企画課（幸区役所4階）へ 持参、郵送、メールまたは専用フォームより提出してください。

もくじ

	ページ		ページ
1 幸区提案型協働推進事業の概要	2	9 審査方法	6
2 募集する事業	2	10 協定書の締結	6
3 事業実施期間	3	11 事業内容の広報	6
4 負担金額	3	12 実施結果の報告	6
5 応募できる団体	4	13 情報公開	7
6 幸区役所の役割	4	14 事業実施にあたっての留意点	7
7 募集から選定までの流れ	5	別表1 第2次選者の審査基準	8
8 応募方法	5	別表2 事業経費の対象について	9

◎問い合わせ先

幸区役所まちづくり推進部企画課
〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
電話 044-556-6612
FAX 044-555-3130
メールアドレス 63kikaku@city.kawasaki.jp

1 幸区提案型協働推進事業の概要

地域の課題を地域の団体・市民・行政が協働して解決していくために、具体的な取組内容を「事業計画提案」として募集します。提案された事業計画は、公開プレゼンテーションなどにより選考します。選考された事業計画を提案した団体は、幸区役所(川崎市)と協定を結び、その事業を定められた方法で期間内に実施していただきます。

幸区役所(川崎市)は負担金として1事業あたり原則50万円以内を負担します。※詳細は4 負担金額(3ページ)を参照。

2 募集する事業

(1) 地域課題の解決を目的とする、次のいずれの要件を満たす事業を募集します。

- ① 新規性が高い取組であること
- ② 区民全体に広がる可能性が高い取組であること

(2) 募集事業の取組例

次の例示に当てはまらない分野でも、応募可能です。区役所との協働により地域課題の解決を図っていくことが可能な事業提案を、幅広く募集します。

■例1 高齢者等の健康づくり・見守り・支えあい

(例)
①ひとり暮らし高齢者等を地域全体で見守る仕組みづくり
②地域での健康維持・増進を推進するための取組

■例2 子育て支援

(例)
①子どもと安全・安心に遊べる場所、子育て交流の場づくり、子育て支援に関わる人材育成の取組
②イベントなどの機会を通じて、親子のつながり・地域とのつながりを深める取組
③男性保護者の育児参加を支援する取組

■例3 地域コミュニティの活性化

(例)
①子育て世帯や高齢者、障害のある方など、多様な主体が交流する場づくりを支援する取組
②若い世代が町内会・自治会等の社会活動に参加するための取組
③町内会・自治会の活動を効果的にアピールする取組

■例4 地域の魅力発信・向上

(例)
①音楽、スポーツ、区の木・区の花等の地域資源を活用した取組
②地域の歴史を伝える歴史ガイド等の実施

■例5 安全・安心なまちづくりの推進

(例)
①自転車マナー教室やパトロール等の実施
②災害に備えて、日頃から行うことができる取組の啓発

■例6 環境負荷低減の取組

(例)
①節電など省資源化につながる取組を幅広く紹介、普及させる取組
②街の景観や環境への意識を高め、普及させる取組

■例7 障害者が社会参加できる環境の創出

(例)
①障害者スポーツの普及・推進に関する取組
②障害者アートの普及・推進に関する取組
③心理的バリアの解消（心のバリアフリー）に繋がる取組

- (3) 実施する事業数は、**予算の範囲内で可能な限り**とします。また、幸区提案型協働推進事業は負担金方式により執行します。
- (4) 次のいずれかに該当する事業は、本事業の対象になりません。
- ア 幸区役所が事務を分掌していない事業
 - イ 国、地方公共団体及び出資法人から当該事業の委託又は補助助成を受けている、又は受ける見込みのある事業
 - ウ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - エ 政治活動若しくは宗教活動又は選挙活動を目的とした事業
 - オ 施設等の建設や整備を目的とした事業
 - カ 政策立案のための調査又は研究を目的とした事業
 - キ 学術的な調査又は研究を目的とした事業
 - ク 事業実施を伴わない調査のみを目的とした事業
 - ケ 幸区役所が既に実施している事業
 - コ 公序良俗に反する事業

3 事業実施期間

令和8年6月以降の協定締結日から令和9年3月31日（水）まで

※事業は単年度を原則としますが、翌年度も継続して実施を希望する場合は、次年度以降改めて提案していただき、審査を行います。**この場合、同一事業の実施は3年間を限度とします。**なお、翌年度以降の募集内容については、年度により変更になる場合がありますので、御了承ください。

※事業実施期間については、7ページ「12 実施結果の報告」に記載の完了報告等（令和9年3月中旬に提出、同3月下旬に事業報告会出席）も考慮の上、設定してください。

4 負担金額

- (1) 負担金額は、1事業あたり50万円以内（消費税及び地方消費税が課税される場合は当該税額を含む）、かつ負担率100%以内とします。
- ※提案団体の事業計画、能力、組織体制等を総合的に勘案し両者で協議の上、限度額の引き上げを可とします。
- (2) 事業内容を精査し、金額の調整を行うことがあります。
- (3) 負担金以外の収入をサービスの受益者から徴収することを想定する場合、事前にご相談ください。

- (4) 負担金は、協定締結以降の経費を対象とします。
- (5) 最終的に経費として計上できる区の負担金額は、協定締結前の協議で確定します。

5 応募できる団体

幸区内において事業を実施できる団体（町内会・自治会、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、企業等）で、次の要件を満たす団体が応募できます。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること。
- (2) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がない又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がないこと
- (4) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること。
- (5) 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていないこと。
- (8) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (9) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- (10) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に規定する行為をしている団体でないこと
- (11) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(9)及び(10)の規定に該当しないことを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと
- (12) 公序良俗に反しないこと。

6 幸区役所の役割

(1) 経費の負担

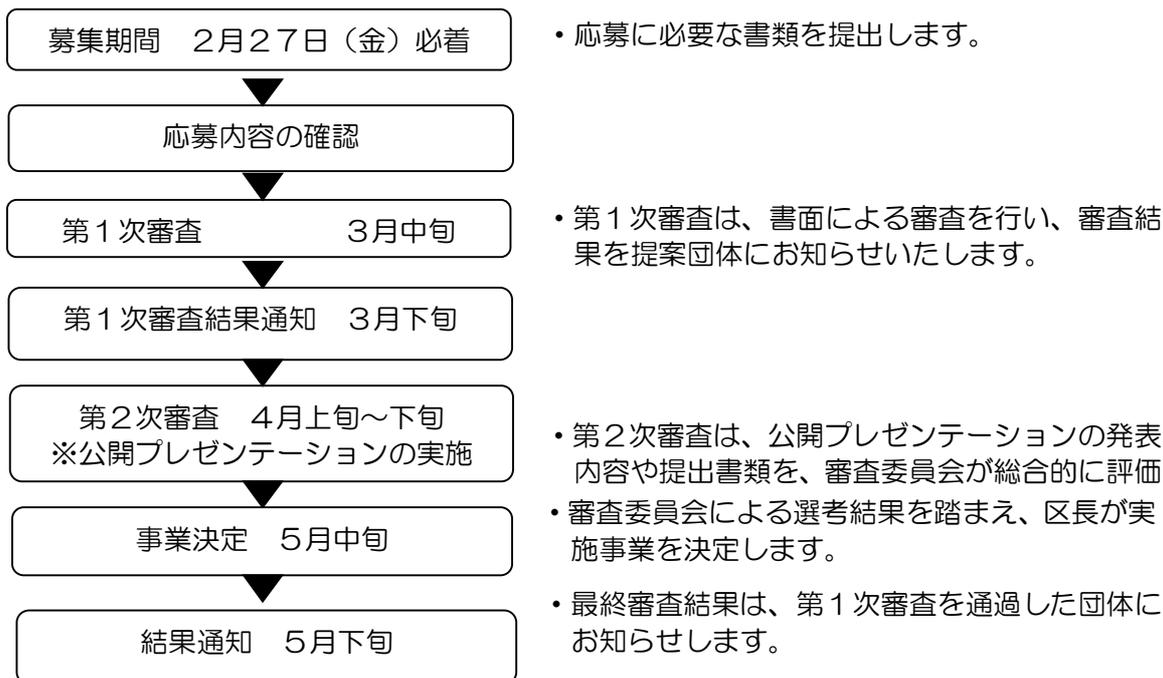
対象となる経費は、幸区提案型協働推進事業を実施するために必要とする経費です。詳細は別表 2 をご確認ください。

(2) 事業執行への協力

提案団体が事業を執行する上で、イベント、講習会等の開催や参加者募集などを行う際に、必要に応じて、幸区役所は市政だより区版及び幸区ホームページへの情報掲載等の広報並びに開催会場としての区役所会議室等の提供を行います。また、事業執行において事前に取り決める役割分担に応じて、協働の相手方としての役割を担います。

例) 事業に必要な情報の提供、事業実施場所の提供、広報活動、行政機関等との連絡調整

7 募集から選定までの流れ（予定）



8 応募方法

次の書類を募集期間内に企画課へ提出してください。また、提出された書類は、理由のいかなを問わず、返還できません（事前にコピーを作成しておくことをおすすめします）。なお、応募に当たって必要となる費用は、すべて提案団体の負担とします。

※初めて提案する団体は、必ず事前に区役所企画課までご相談ください。事前相談のご予約は、電話、メール等にて受け付けています。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書
- ② 事業計画提案書（第1号様式）
- ③ 経費見積書（第2号様式）
- ④ 団体概要書（第3号様式）
- ⑤ 団体に関する確認書
- ⑥ 令和6年度の団体の活動報告書（様式自由）
- ⑦ 令和6年度の団体の収支決算書（様式自由）
- ⑧ 団体の定款又はこれに相当する書類（規約、会則等）及び役員の名簿（様式自由）

※様式（①～⑤）は、幸区ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/saiwai/page/0000173408.html> からダウンロードできます。

※特段の理由により、提出書類が揃わないなどがありましたら、御相談ください。

※団体の状況や提案内容等を確認するため、質問することや、①～⑧以外の書類提出を求める場合があります。

(2) 募集期間

令和8年2月1日（日）～2月27日（金）必着

(3) 提出方法

① 窓口へ直接持参、② 郵送、③ メール、④ 専用フォームのいずれかで提出してください。

※窓口の受付時間は、平日の午前8時半～正午と午後1時～5時です。（土、日、祝日は受付しておりません）。

(4) 提出先

幸区役所まちづくり推進部企画課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1（幸区役所4階）

9 審査方法

(1) 審査委員会

有識者等で構成される川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最終的に区長が選定します。

(2) 審査方法

第1次審査は、書面により要件審査を行います。第2次審査では公開プレゼンテーションを行います。第1次審査を通過しても公開プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象外となります。

(3) 第2次審査の審査基準は、別表（8ページ）を参照してください。

(4) 審査結果は、参加団体全てにそれぞれ通知します。

10 協定書の締結

(1) 事業実施の手続き

幸区提案型協働推進事業は、提案団体と幸区役所双方がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実施していくものです。そのため、事業を行うことが決定した団体については、協定書の締結前に事業目的、役割・責任分担や経費負担などについて担当する部署と、より具体的な協議を行っていただきます。また、提案内容の一部を変更していただくことがあります。変更に伴い、負担金額が変動することがありますので、あらかじめご理解願います。

(2) 協定書の締結

団体と担当部署との協議がまとまった後、協定書を締結します。事業の目的・内容、金額、期間、負担金の支払時期等は、双方の合意に基づき協定書で定めますので、定められた内容及び方法で事業を実施していただきます。

(3) 著作権の帰属

本事業の成果物の著作権は、双方での協議のうえ決定します。

11 事業内容の広報

(1) 事業内容の広報

幸区役所は、審査過程や事業実施の公正性、透明性を高めるため、提案された事業の概要、提案団体名、事業の実施状況、実施結果等を幸区ホームページ等で広報します。なお、事業の写真(画像)を掲載することもあります。

(2) 事業実施での広報

団体が事業を実施する場合には、事業に係るポスター、チラシ、冊子、開催会場等に、幸区提案型協働推進事業である旨の表示・掲出を行っていただきます。

12 実施結果の報告

提案団体は、実績報告書（第4号様式）及び決算報告書（第5号様式）を令和9年3月中旬までに提出し、令和9年3月下旬（予定）に幸区役所で開催する公開事業報告会等に出席し、事業の概要や実績を報告（中間報告又は完了報告）していただきます。その際、用いる報告資料は別途指定する期日までに幸区役所に提出していただきます。なお、報告資料は収支決算の報告書と併せて、支出の証拠書類（領収書やレシートなどの写し）も提出していただきます。支出の証拠書類は、別表2のどの経費区分で使用したものが明記してください。

中間報告を行った団体は、事業の完了後に改めて完了報告を書面等により行っていただきます。

13 情報公開

- (1) 本事業の募集、実施等に関わって提出した書類は、川崎市情報公開条例に基づき、公開されることがあります。
- (2) 審査委員会は、公開事業報告会、公開プレゼンテーションを除き、非公開とします。

14 事業実施にあたっての留意点

- (1) 本事業は令和8年第1回市議会定例会における予算の議決を要します。
- (2) 事業の実施が計画より大幅に遅れそうな場合、内容等に大幅な変更が生じるおそれが生じた場合、事業の実施が困難になった場合は、速やかに幸区役所に報告し、協議してください。
- (3) 負担金は、協定書締結後、概算払いで団体の口座に振り込むことができる場合があります。なお、余剰金が発生した場合は、速やかに戻入してもらうことになります。ただし、諸事情によりやむを得ない場合は、支払い方法について調整しますので、詳細はお問い合わせください。
- (4) 事業の実施状況及び実施結果について、必要に応じて書類提出や事業実施の現地を確認させていただく場合があります。
- (5) 印刷物を作成する場合等は、再生紙を使うなど環境に配慮するとともに、文字の大きさ、字体のわかりやすさ、色使いに配慮するなど、バリアフリーに配慮してください。
- (6) 本事業に当たっては、関係法令等を遵守することとします。
- (7) 区民参加型の事業については、必要に応じて、社会情勢を踏まえた感染症対策を講じてください。

(別表1) 第2次審査の審査基準

第2次審査は、提出書類や公開プレゼンテーション等の内容について、次に掲げる基準に従い審査します。

項目	配点	審査にあたってのポイント
1 協働の方向性		
(1)提案の的確性	10	・ 提案内容は、地域の課題を的確にとらえたもので、かつ川崎市の施策とも合致し、幸区役所の事業として実施するにふさわしいものか。
(2)提案の先駆性・新規性	5	・ 提案内容に先駆性・新規性があり、今後の幸区提案型協働推進事業のモデルとなり得るか。
(3)協働の必要性・役割分担	10	・ 課題解決のために協働という手法が効果的か。 ・ 提案団体と幸区役所が協働することで、より高い効果が期待できるか。 ・ 提案団体と幸区役所との役割分担が明確かつ妥当なものになっているか。
2 事業の実現性		
(1)事業の計画性	5	・ 事業の実施方法、スケジュール等が具体的に計画されており、計画どおりに実施可能か。
(2)事業の社会的適応性	5	・ 地域の住民や団体等の理解が得られるか。また、その見込みがあるか。
(3)団体の実施能力	5	・ 提案団体のこれまでの活動実績はどうか。 ・ 提案団体は、当該事業を実施する上での、必要な知識や経験を持ち、事業を遂行する能力があるか。
(4)団体の実施体制	5	・ 事業実施に必要な人員や組織体制等が確保されているか。
(5)予算の適正性	5	・ 経費の積算は事業計画に対して適正なものであるか。 ・ コストを抑え、負担金を効果的に使用し、事業を実施できているか。
(6)事業成果	10	・ 事業を実施することで、より多くの区民に対して具体的な効果・成果が期待できるか。
(7)取組の発展性	10	・ 幸区提案型協働推進事業としての事業終了後も、地域の課題解決の取組として継続や発展が期待できるか。
合計	70	

※ 評価は1項目5点満点として審査委員が行います。

※ 評価の基準

5(10)点…特に優れている

4(8)点…優れている

3(6)点…普通

2(4)点…やや劣っている

1(2)点…劣っている

※ 基準点(210点)に満たない場合は不選考とします。(基準点は全委員が全項目において3(6)点の評価をした場合の合計点となります。)

(別表2) 事業経費の対象について

項 目	基 準
人件費等	・ 事業実施に伴う外部の活動スタッフ、アルバイト等の賃金・報酬
報償費	・ 講師や専門家、出演者等への謝礼など
旅費	・ 事業実施に伴う交通費など
消耗品費	・ 事務用品、材料、書籍などの購入費 ※ 1つの物品単価は原則2万円未満とする。
印刷製本費	・ ちらし、ポスター、資料の作成費・印刷費
通信運搬費	・ 会議開催通知や資料送付に必要な切手代など
保険料	・ イベント保険料など
賃借料	・ 会議室使用料、機材等のレンタル料など ※ 会議や打ち合わせは、必要に応じて、市民館等の会議室の賃借料を計上してください。

※ その他の経費については、別途相談とします。